建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律の概要

建設労働者の雇用の安定等を図るため、事業主団体が作成した計画に基づいて、 当該団体の構成事業主が他の構成事業主に対し、一時的に余剰となる常用労働者を 送出することができるようにする等の所要の措置を講ずる。

1 概要

(1) 厚生労働大臣による建設雇用改善計画の項目の追加

厚生労働大臣が策定する建設雇用改善計画に、建設業務有料職業紹介事 業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要 事項を追加するものとする。

(2) 事業主団体による実施計画の作成と厚生労働大臣の認定

建設業に係る事業主団体は、構成事業主の雇用労働者の雇用の安定等の ため、建設業務労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増 進に関する措置並びに建設業務有料職業紹介事業又は当該事業主団体の構 成事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を一体的に 実施するための「実施計画」を作成し、厚生労働大臣の認定を受けること ができるものとする。

(注) 「建設業務労働者」とは、建設労働者のうち現場における作業を主に行う労働者 をいう。

(3) 建設業務有料職業紹介事業の許可

(2) の認定を受けた実施計画において建設業務有料職業紹介事業を行 うこととされている事業主団体は、厚生労働大臣の許可を受けて建設業務 有料職業紹介事業を実施することができるものとする。

(4) 建設業務労働者就業機会確保事業の許可

- (2)の認定を受けた実施計画において建設業務労働者就業機会確保事 業を行うこととされている構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けて建 設業務労働者就業機会確保事業を実施することができるものとする。
- (注) 建設業務労働者就業機会確保事業とは、実施計画の認定を受けた事業主団体の構 成事業主が、建設業務労働者の雇用の安定を目的として他の構成事業主に対して、 自己の雇用する常用の建設業務労働者を送出する事業。

2 施行日

公布の日(平成17年7月15日)から起算して6月を超えない範囲において政令で 定める日

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律(概要)

建設現場労働者の雇用の安定等を図るため、①事業主団体が作成する雇用 管理の改善と労働力の需給調整を一体的に実施するための計画の認定制度を 創設、②建設現場労働者について、計画に従って建設業務有料職業紹介事業 及び建設業務労働者就業機会確保事業(他の事業主へ一時的に送出)の実施 を可能とする等の措置を講じる。(予算関連法案、平成17年10月施行予定)

実施計画の作成(事業主団体)

- ① 建設現場労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の 増進に関する措置
- ② 建設業務有料職業紹介事業又は構成事業主が行おうとする建設業 務労働者就業機会確保事業に関する措置

上記の①②を一体的に実施するための計画を作成

厚生労働大臣が実施計画を認定

事業主団体等の取組みを政府が支援 (以下の特例措置を実施)

建設業務有料職業紹介事業 の実施が可能 (厚生労働大臣の許可)

- 実施計画の認定を受けた<u>事業</u> 主団体が自ら実施
- 求人者が構成事業主であるか、求職者が構成事業主又は構成事業主の雇用労働者である場合に可能

これにより、離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職、 新たな労働力の確保が図られる。 建設業務労働者就業機会確保事業 の実施が可能 (厚生労働大臣の許可)

- 実施計画の認定を受けた事業 主団体の構成事業主が実施
- 構成事業主が自己の雇用する常用労働者を他の構成事業主に一時的に送出(送出先はあらかじめ、計画に記載)

これにより、一時的に余剰と なる労働力の需給調整が可 能となり、雇用の安定が図ら れる。